

平塚市総合公園における運動用具貸出しに関する細則

制定 平成22年 3月31日

(趣旨)

第1条 この細則は、平塚市総合公園における運動用具の貸出しに関する規程（平成22年3月19日制定。以下「規程」という。）第2条、第4条及び第6条の規定に基づき、平塚市総合公園における運動用具の貸出しの施行について必要な事項を定めるものとする。

(有料貸出し用具)

第2条 規程第2条に規定する別に定める用具は、別表のとおりとする。

(申請)

第3条 用具の貸出しを受けようとする者は、備品にあつては用具使用申込書により、消耗品にあつては用具貸出簿に記載し、理事長に申請するものとする。

(使用料)

第4条 規程第4条に規定する理事長が別に定める使用料は、別表のとおりとする。

附 則

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

別表（第2条及び第4条関係）

用 具		使 用 料	
備 品	テニス練習機 (ボール50個付き)	1時間につき ただし、同日内で2時間を超えて使用の場合超えた 1時間につき	1,000円 500円
	バトミントンラケット1組	1回（利用時間帯の区分ごと）につき	100円
消 耗 品	卓球ラケット 1組	同	100円

備考 使用に時間が1時間に満たないとき又は時間未満の端数を生じたときは、これを1時間とする。